

重要事項説明書

記入年月日	令和8年3月1日
記入者名	浅利 通代
所属・職名	クラチ・メディアーナ千葉・ホーム長

1. 事業主体概要

種類	個人/法人	
	法人の場合、その種類	株式会社
名称	(かぶしきがいしゃ くらち) 株式会社 クラチ	
主たる事務所の所在地	〒100-6019 東京都千代田区霞が関3-2-5霞が関ビル19階	
連絡先	電話番号	03-5501-2911
	FAX番号	03-5501-2272
	ホームページアドレス	http://kuraci.co.jp/
代表者	氏名	浅見 泰之
	職名	代表取締役
設立年月日	昭和・平成・令和 13年 4月 19日	
主な実施事業	※別添1 (別の実施する介護サービス一覧表)	

2. 有料老人ホーム事業の概要
(住まいの概要)

名称	(くらち・めでいなちば) クラチ・メディアーナ千葉	
所在地	〒264-0035 千葉市若葉区東寺山町790-1	
主な利用交通手段	最寄駅	JR総武本線東千葉駅
	交通手段と所要時間	東千葉駅より 約1.3km・徒歩約17分
連絡先	電話番号	043-306-5519
	FAX番号	043-306-5529
	ホームページアドレス	http://www.kuraci-chiba.com/
管理者	氏名	浅利 通代
	職名	ホーム長
建物の竣工日	昭和・平成・令和 26年8月26日	
有料老人ホーム事業の開始日	昭和・平成・令和 26年11月1日	

(類型) 【表示事項】

1 介護付 (一般型特定施設入居者生活介護を提供する場合)					
2 介護付 (外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を提供する場合)					
3 住宅型					
4 健康型					
1又は2に該当する場合	介護保険事業者番号				
	指定した自治体名				県 (市)
	事業所の指定日	平成・令和	年	月	日
	指定の更新日 (直近)	平成・令和	年	月	日

3. 建物概要

土地	敷地面積	1,752.07㎡			
	所有関係	1 事業者が自ら所有する土地			
		2 事業者が賃借する土地			
		抵当権の有無	1 あり	2 なし	
		契約期間	1 あり (年 月 日 ~ 年 月 日) 2 なし		
契約の自動更新	1 あり	2 なし			
建物	延床面積	全体	2,565.22㎡		
		うち、老人ホーム部分	2,565.22㎡		
	耐火構造	1 耐火建築物			
		2 準耐火建築物			
		3 その他 ()			
	構造	1 鉄筋コンクリート造			
		2 鉄骨造			
		3 木造			
		4 その他 ()			
	所有関係	1 事業者が自ら所有する建物			
2 事業者が賃借する建物					
抵当権の設定		1 あり	2 なし		
契約期間		1 あり (平成26年10月1日 ~ 令和22年3月31日) 2 なし			
契約の自動更新		1 あり	2 なし		
居室の状況	居室区分 【表示事項】	1 全室個室			
		2 相部屋あり			
		最少	人部屋		
		最大	人部屋		

		トイレ	浴室	面積	戸数・ 室数	区分※
	タイプ1	有/無	有/無	18.30㎡	45	一般居室 個室
	タイプ2	有/無	有/無	18.60㎡	8	一般居室 個室
	タイプ3	有/無	有/無	19.52㎡	17	一般居室 個室
共用施設	※「一般居室個室」「一般個室相部屋」「介護居室個室」「介護居室相部屋」「一時介護室」の別を記入。					
	共用便所における 便房	5ヶ所	うち男女別の対応が可能な便房			0ヶ所
			うち車椅子等の対応が可能な便房			4ヶ所
	共用浴室	ヶ所	個室			4ヶ所
			大浴場			1ヶ所
	共用浴室における 介護浴槽	ヶ所	チェアー浴			1ヶ所
	介護浴槽	ヶ所	リフト浴			ヶ所
			ストレッチャー浴			1ヶ所
			その他（ ）			ヶ所
	食堂	1 あり	2 なし			
入居者や家族が 利用できる調理 設備	1 あり	2 なし				
エレベーター	1 あり（車椅子対応）					
	2 あり（ストレッチャー対応）					
	3 あり（上記1・2に該当しない）					
	4 なし					
消防用設 備	消火器	1 あり	2 なし			
	自動火災報知設備	1 あり	2 なし			
	火災通報装置	1 あり	2 なし			
	スプリンクラー	1 あり	2 なし			
	防火管理者	1 あり	2 なし			
	防災計画	1 あり	2 なし			
その他						

4. サービスの内容 (全体の方針)

運営に関する方針	当ホームの運営指針は「あるべき姿を実現し、明日はもっと輝く生活を」を具現化し、‘高齢者をどうするか’ではなく、‘高齢者はどうされたいのか’という視点から一人ひとりの生き方や、生活を応援して、明るく
----------	--

	豊かな生活の実現に寄与します。地域や在宅で生活できない高齢者の生活の場として、日常生活の支援にとどまらず、入居者の持つ残存機能を十分に発揮するとともに、地域の一員として交流や、最後のときまで個人としての尊厳を保つ事ができる様、施設サービスのみならずフォーマル・インフォーマルサービスを利用して、利用者の生活を支援していく事を第一に考えています。また、ホームでの生活の質（QOL）を向上させるために、職員の質の向上と、サービス向上を目指した研修を実施してまいります。
サービスの提供内容に関する特色	「クラーチアシストシステム」…地域の指定居宅サービス事業所より入居者に対して提供される介護保険給付対象の介護サービスが、要介護度に応じた1ヶ月あたりの支給限度額（区分支給限度基準額）を越えて提供される場合において、入居者が快適で心身とも充実・安定した生活を営むために、当該指定居宅サービス事業所に代わり、ホームが提供可能な範囲において介護保険給付対象外の介護サービスの提供を行います。 （有料サービス：月額33,000円（税込））
入浴、排せつ又は食事の介護	1 自ら実施 2 委託 3 なし
食事の提供	1 自ら実施 2 委託 3 なし
洗濯、掃除等の家事の供与	1 自ら実施 2 委託 3 なし
健康管理の供与	1 自ら実施 2 委託 3 なし
安否確認又は状況把握サービス	1 自ら実施 2 委託 3 なし
生活相談サービス	1 自ら実施 2 委託 3 なし

（医療連携の内容）

医療支援 ※複数選択可	1 救急車の手配 2 入退院の付き添い 3 通院介助（協力医療機関に限る※月2回まで） 4 その他（ ）		
協力医療機関	1	名称	医療法人社団 信明会 高洲在宅クリニック
		住所	千葉県千葉市美浜区高洲1-1-13
		診療科目	内科・人工透析内科・糖尿病内科
		協力内容	訪問診療・緊急時往診・医療機関の紹介等
	2	名称	董ホームクリニック 在宅療養支援診療所
		住所	千葉県千葉市中央区新宿2-16-20-401
		診療科目	内科
		協力内容	訪問診療・緊急時往診・医療機関の紹介等

	3	名称	千葉在宅診療クリニック
		住所	千葉県千葉市稲毛区稲毛東3-4-11-102
		診療科目	内科
		協力内容	訪問診療・緊急時往診・医療機関の紹介等
	4	名称	ゆずり葉ホームクリニック
		住所	千葉市稲毛区作草部1-31-18-1F
		診療科目	内科
		協力内容	訪問診療・緊急時往診・医療機関の紹介等
	5	名称	稲毛病院
		住所	千葉県千葉市稲毛区小仲台6-21-3
		診療科目	一般外来：外科・内科・胃腸科・消化器・肛門科・整形外科・麻酔科・泌尿器科・糖尿病科・老年精神科・精神科・リハビリテーション・人工透析（血液・腹膜）・人間ドック 専門外来：糖尿病外来・腎臓病外来・泌尿器外来・循環器外来 専門外来診療科目：健康支援外来栄養療法指導（ビタミン外来）・漢方外来・ED外来・老年精神科（ものわすれ外来）
		協力内容	緊急対応・診察・入院
6	名称	千葉訪問皮膚科	
	住所	千葉県千葉市中央区春日2-21-11 コンド千葉ウエスト502	
	診療科目	皮膚科	
	協力内容	往診・医療機関の紹介等	
協力歯科 医療機関	1	名称	医療法人社団 奏和会 くまさんデンタルクリニック
		住所	千葉県市原市白金町3-4-4
		協力内容	歯科検診、歯科治療等
	2	名称	医療法人社団 立靖会 ラビット歯科
住所		千葉県千葉市中央区弁天1-32-7 KTビル1階	
協力内容		歯科検診、歯科治療等	

（入居後に居室を住み替える場合）

入居後に居室を住み替える場合 ※複数選択可	1	一時介護室へ移る場合
	2	介護居室へ移る場合
	3	その他（事業者による居室の変更の場合）
判断基準の内容	常時見守りが必要になる、より医療的な対	

	応が必要になる等により事業者が居室の変更を求める場合		
手続きの内容	事業者が、居室の住み替えを行う場合には、次の各号に掲げるすべての手続きを行います。それぞれの手続きは書面にて確認します。 一 事業者の指定する医師の意見を聴く 二 緊急やむをえない場合を除いて一定の観察期間を設ける 三 入居者の権利や家賃相当額の額等に関し本契約に重大な変更が生じる場合は、住み替え後の居室及び権利の変動、居室の専有面積の変更に伴う費用負担の増減又は費用調整の有無、提供する介護等の変更内容等について入居者及び身元引受人等に説明を行う 四 入居者の同意を得る		
追加的費用の有無	1 あり	2 なし	
居室利用権の取り扱い			
前払い金償却の調整の有無	1 あり	2 なし	
従前の居室との仕様の変更	面積の増減	1 あり	2 なし
	便所の変更	1 あり	2 なし
	浴室の変更	1 あり	2 なし
	洗面所の変更	1 あり	2 なし
	台所の変更	1 あり	2 なし
	その他の変更	1 あり	(変更内容) 従前居室の原状回復費用は、負担していただくことがあります。
	2 なし		

(入居に関する要件)

入居対象となる者 【表示事項】	自立している者	1 あり	2 なし
	要支援の者	1 あり	2 なし
	要介護の者	1 あり	2 なし
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア 健康診断書及び診療情報提供書をもとに、協力医療機関に相談のうえ、入居判定委員会にて入居の可否を判断いたします。 ・認知症 利用者の行動が他の入居者の生命に危害を及ぼす恐れがあり、かつ通常の介護方法では防止できないと判断した場合は入居をお断りすることがあります。 ・その他 医療保険・介護保険に加入されている方。身元引受人を定められる方。事業者の入居契約・管理規定をご承諾いただける方。 		

<p>契約の解除の内容</p>	<p>(入居契約書より抜粋)</p> <p>第30条</p> <p>1 入居者は、事業者に対して、少なくとも30日前に解約の申し入れを行うことにより、本契約を解約することができます。解約の申し入れは、事業者の定める解約届を事業者に提出することによって行います。</p> <p>2 入居者が前項に定める解約届を提出しないで居室を退去した場合には、事業者が入居者の退去の事実を知った日の翌日から起算して30日目をもって、本契約は解約されたものと推定します。</p> <p>3 入居者は、事業者又はその役員が次の各号のいずれかに該当する場合には、前2項の定めに関わらず、催告することなく、本契約を解約することができます。</p> <p>一 第45条の各号の確約に反する事実が判明したとき</p> <p>二 本契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき</p> <p>三 以下に掲げる行為を行ったとき</p> <p>ア 目的施設を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供する</p> <p>イ 目的施設又はその周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を与える</p> <p>ウ 目的施設に反社会的勢力を入居させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせる</p>	
<p>事業主体から解約を求める場合</p>	<p>解約条項</p>	<p>1 事業者は、入居者及び身元引受人、その他の家族等に対し次の各号のいずれかに該当する場合は、改善を希望する旨の申し入れを行います。それにも拘わらず改善の見込みがなく、結果として入居者に対して適切な介護サービスを提供することが困難であると認めるとき、且つそのことにより本契約をこれ以上将来にわたって維持することが社会通念上著しく困難と認められる場合には本条第2項及び第3項に規定した条件の下に、本契約を解除することができます。</p>

		<p>す。</p> <p>一 入居申込書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居したとき</p> <p>二 月払いの利用料その他の支払いを正当な理由なく、繰り返し遅滞するとき</p> <p>三 第3条第4項の規定に違反したとき</p> <p>四 第20条の規定に違反したとき</p> <p>五 入居者の行動が、他の入居者又は従業員に生命に危害を及ぼし、又は、その危害の切迫した恐れがあり、かつ有料老人ホームにおける通常の介護方法及び接遇方法ではこれを防止することができないとき</p> <p>六 入居者及び身元引受人、またはその家族等が、事業者や職員もしくはその他の入居者、関係者に対して故意にハラスメントや暴言等の法令違反その他著しく常識を逸脱する行為を行ったとき</p> <p>七 入居者及び身元引受人、またはその家族等が、事業者や職員もしくはその他の入居者、関係者の生命、身体、財産、若しくは信用を傷つける恐れがあり、且つ事業者が通常の方法ではこれを防止できないと判断したとき</p> <p>八 身元引受人またはその家族等が、入居者の利用に関する事業者の助言や相談の申し入れ等を理由なく拒否し、或いは全く反応しない等、事業者の運営を著しく阻害する行為が認められるとき</p> <p>九 利用中に入居者の身体、精神および疾患等の状態変化により、事業者において対応可能な範囲を超える介護・医療等の行為が必要となったとき</p>
--	--	--

		<p>十 入居者が医療機関に入院し、退院の見通しが得られた際に医療依存度の重度化等の理由により、事業者において対応可能な範囲を超える介護・医療等の行為が必要となったとき</p> <p>2 前項の規定に基づく契約の解除の場合は、事業者は書面にて次の各号に掲げる手続きを行います。</p> <p>一 契約解除の通告について90日の予告期間をおく</p> <p>二 前号の通告に先立ち、入居者及び身元引受人等に弁明の機会を設ける</p> <p>三 解除通告に伴う予告期間中に、入居者の移転先の有無について確認し、移転先がない場合には入居者や身元引受人等、その他関係者・関係機関と協議し、移転先の確保について協力する</p> <p>3 事業者は、入居者及び身元引受人等が次の各号のいずれかに該当した場合には、本条前項までの定めに関わらず、催告することなく本契約を解除することができます。</p> <p>一 第46条の各号の確約に反する事実が判明したとき</p> <p>二 本契約締結後に反社会的勢力に該当したとき</p>
	解約予告期間	3ヶ月
入居者からの解約予告期間		1ヶ月
体験入居の内容	<p>1 あり (内容：利用期間 最大7日間 利用料金 (介護サービス費、食費、水光熱費含む) 要介護1 1泊 8,800円 (税込) 要介護2・3 1泊 13,200円 (税込) 要介護4・5 1泊 16,500円 (税込) その他 正式な契約締結前に体験入居を利用することができます。介護保険は適用されませんので全額自己負担となります。)</p> <p>2 なし</p>	
入居定員		70人
その他		

5. 職員体制

(職種別の職員数)

令和8年3月1日現在

	職員数 (実人数)			常勤換算 人数 ※1 ※2
	合計	常勤	非常勤	
管理者	1	1		0.5
生活相談員	1	1		0.5
直接処遇職員	45	25	16	19.1 (38.2)
介護職員	35	18	13	13.9 (27.8)
看護職員	10	7	3	5.2 (10.4)
機能訓練指導員				
計画作成担当者				
栄養士				
調理員				
事務員	2	2		2
その他職員	2		2	1.4
1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数※2				
※1 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。				
※2 特定施設入居者生活介護等を提供しない場合は、記入不要。				

(資格を有している介護職員の人数)

	合計		
		常勤	非常勤
社会福祉士	1	1	0
介護福祉士	22	13	9
実務者研修の修了者	3	2	1
初任者研修の修了者	5	3	2
介護支援専門員	2	1	1

(夜勤を行う看護・介護職員の人数)

夜勤帯の設定時間 (20時～7時)		
	平均人数	最少時人数 (休憩者等を除く)
看護職員	1人	1人
介護職員	3人	3人

(職員の状況)

管理者	他の職務との兼務	1 あり 2 なし	
	業務に係る資格等	1 あり	
			資格等の名称
	2 なし		

	看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数	2	0	8	2	0					
前年度1年間の退職者数	1	0	7	0	0					
業務に従事した経験年数に応じた職員の人数	1年未満	0	0	1	0	0				
	1年以上 3年未満	0	0	3	0	0				
	3年以上 5年未満	1	0	3	1	0				
	5年以上 10年未満	1	0	3	3	1				
	10年以上	5	3	8	9	0				
	従業者の健康診断の実施状況					1	あり	2 なし		

6. 利用料金

(利用料金の支払い方法)

居住の権利形態 【表示事項】	1 利用権方式	
	2 建物賃貸借方式	
	3 終身建物賃貸借方式	
利用料金の支払い方式 【表示事項】	1 全額前払い方式	
	2 一部前払い・一部月払い方式	
	3 月払い方式	
	4 選択方式 ※該当する方式を全て選択	1 全額前払い方式 2 一部前払い・一部月払い方式 3 月払い方式
年齢に応じた金額設定	1 あり	2 なし
要介護状態に応じた金額設定	1 あり	2 なし
入院等による不在時における利用料金（月払い）の取り扱い	1 減額なし	
	2 日割り計算で減額	
	3 不在期間が 日以上の場合に限り、日割り計算で減額	
利用料金の改定	条件	自治体が発表する消費者物価指数及び、人件費等を勘案し運営懇談会において十分な説明を行い、意見を参考にする。
	手続き	入居者、成年後見人及び身元引受人等へ事前に通知する。

(利用料金のプラン【代表的なプランを2例】)

		プラン1	プラン2	
入居者の状況	要介護度	要介護1	要介護5	
	年齢	76歳	89歳	
居室の状況	床面積	18.30㎡	19.52㎡	
	便所	1 有 2 無	1 有 2 無	
	浴室	1 有 2 無	1 有 2 無	
	台所	1 有 2 無	1 有 2 無	
入居時点で必要な費用	前払金	0円	0円	
	敷金	354,000円	354,000円	
月額費用の合計		235,115円 (税込)	280,415円 (税込)	
家賃		118,000円 (非課税)	118,000円 (非課税)	
サービス費用	特定施設入居者生活介護※1の費用	円	円	
	介護保険外※2	食費 (30日で計算)	33,900円 (税込)	
		管理費	73,095円 (税込)	73,095円 (税込)
		介護費用		
		経管栄養管理費		29,700円 (税込)
		吸引管理費		16,500円 (税込)
		光熱水費	10,120円 (税込)	10,120円 (税込)
その他 (クラーチアシスト)	円	33,000円 (税込)		
※1 介護予防・地域密着型の場合を含む。				
※2 有料老人ホーム事業として受領する費用 (訪問介護などの介護保険サービスに関わる介護費用は、同一法人によって提供される介護サービスであっても、本欄には記入していない)				

(利用料金の算定根拠)

費目	算定根拠
家賃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 用途 入居者が当該施設に入居し、契約期間中の住まいと日常生活上必要な各種サービスを受ける場として利用するための居住に関する家賃相当の費用 ・ 算定根拠 当該目的施設の開発費、家賃、施設維持費等を含む総費用を、平均的な余命を勘案して、1室あたりの月額費用を算出したもの。 ※家賃相当額及び敷金は、老人福祉法第29条第6項において受領が禁止されている権利金及び耐価性のない金品に該当しません。
敷金	家賃相当額の3ヶ月分
介護費用	※介護保険サービスの自己負担額は含まない。
管理費	事務管理費、施設サービスの人件費、厨房運営費、共用設備の維持管理費。 ※実費で提供するサービスは、介護サービスの一覧表及び

	有料サービス一覧表参照。
食費	1日1人あたり 1,130円（税込）（朝食260円、昼食435円（おやつ含む）、夕食435円）×30日で積算
経管栄養管理費	胃瘻・腸瘻・経鼻等の方法で栄養を摂る入居者に対し、1日1人あたり990円（税込）（朝食330円、昼食330円、夕食330円）×30日で積算
吸引管理費	吸引を1日1回以上定期的に実施する入居者に対し、回数にかかわらず1日1人あたり550円（税込）×30日で積算
光熱水費	使用する居室及び共用部分の光熱水費用として一律で設定しています。
利用者の個別的な選択によるサービス料	別添2
その他のサービス利用料	「クラーチアシストシステム」…地域の指定居宅サービス事業所より入居者に対して提供される介護保険給付対象の介護サービスが、要介護度に応じた1ヶ月あたりの支給限度額（区分支給限度基準額）を越えて提供される場合において、入居者が快適で心身とも充実・安定した生活を営むために、当該指定居宅サービス事業所に代わり、ホームが提供可能な範囲において介護保険給付対象外の介護サービスの提供を行います。（有料サービス：月額33,000円（税込））

7. 入居者の状況 (入居者の人数)

【令和 8年 2月28日現在】

性別	男性	16人
	女性	53人
年齢別	65歳未満	1人
	65歳以上75歳未満	2人
	75歳以上85歳未満	15人
	85歳以上	51人
要介護度別	自立	0人
	要支援1	0人
	要支援2	0人
	要介護1	6人
	要介護2	6人
	要介護3	13人
	要介護4	24人
要介護5	20人	
入居期間別	6ヶ月未満	12人
	6ヶ月以上1年未満	10人
	1年以上5年未満	31人
	5年以上10年未満	15人
	10年以上15年未満	1人
	15年以上	0人

(入居者の属性)

平均年齢	88.8歳
入居者数の合計	69人
入居率※	98.6%
※入居者数の合計を入居定員数で除して得られた割合。一時的に不在となっている者も入居者に含む。	

(前年度における退去者の状況)

退去先別の人数	自宅等	1人
	社会福祉施設	4人
	医療機関	3人
	死亡者	14人
	その他	0人
生前解約の状況	施設側の申し出	0人 (解約事由の例)
	入居者側の申し出	8人 (解約事由の例) 入院等

8. 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情に対応する窓口等の状況)

窓口の名称	クラーチ・メディーナ千葉 苦情受付窓口	
電話番号	043-306-5519	
対応している時間	平日	9:00~17:00
	土曜	9:00~17:00
	日曜・祝日	9:00~17:00
定休日	なし	
窓口の名称	千葉県役所 介護保険事業課	
電話番号	043-245-5256	
対応している時間	平日	9:00~17:00
	土曜	なし
	日曜・祝日	なし
定休日	土日祝	

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	1 あり	(その内容) 介護保険・社会福祉事業者総合保険加入
	2 なし	
介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応	1 あり	(その内容) ホーム内で事故が発生した場合は直ちに必要な措置を講じるとともに、

		速やかに入居者の家族等及び自治体に連絡を取り、事故の再発防止と入居者の安全確保に努めます。
	2 なし	
事故対応及びその予防のための指針	1 あり	2 なし

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	1 あり	実施日	平成27年6月20日
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		
第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	予定
		評価機関名称	福祉サービス第三者評価
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

9. 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	1 入居希望者に公開
	2 入居希望者に交付
	3 公開していない
管理規程	1 入居希望者に公開
	2 入居希望者に交付
	3 公開していない
事業収支計画書	1 入居希望者に公開
	2 入居希望者に交付
	3 公開していない
財務諸表の要旨	1 入居希望者に公開
	2 入居希望者に交付
	3 公開していない
財務諸表の原本	1 入居希望者に公開
	2 入居希望者に交付
	3 公開していない

10. その他

運営懇談会	1 あり	(開催頻度) 年2回
	2 なし	
	1 代替措置あり	(内容)
	2 代替措置なし	
提携ホームへの移行【表示事項】	1 あり (提携ホーム名:)	
	2 なし	

有料老人ホーム設置時の老人福祉法第29条第1項に規定する届出	1 あり 2 なし 3 サービス付き高齢者向け住宅の登録を行っているため、高齢者の居住の安定確保に関する法律第23条の規定により、届出が不要
高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅の登録	1 あり 2 なし
有料老人ホーム設置運営指導指針「5.規模及び構造設備」に合致しない事項	1 あり 2 なし
合致しない事項がある場合	
「6.既存建築物等の活用の場合等の特例」への適合性	1 適合している（代替措置） 2 適合している（将来の改善計画） 3 適合していない
有料老人ホーム設置運営指導指針の不適合事項	
不適合事項がある場合の内容	

添付書類：別添1（別に実施する介護サービス一覧表）
別添2（個別選択による介護サービス一覧表）

※ _____様

説明年月日 令和 年 月 日

説明者署名 _____

※契約を前提として説明を行った場合は、説明を受けた者の署名を求める。

別添 1 事業主体が当該市内で実施する他の介護サービス

介護サービスの種類			事業所の名称	所在地
<居宅サービス>				
訪問介護	あり	なし	クラーク訪問介護 ステーション千葉	千葉市若葉区東寺山町 790-1
訪問入浴介護	あり	なし		
訪問看護	あり	なし	クラーク訪問看護 ステーション千葉	千葉市若葉区東寺山町 790-1
訪問リハビリテーション	あり	なし		
居宅療養管理指導	あり	なし		
通所介護	あり	なし		
通所リハビリテーション	あり	なし		
短期入所生活介護	あり	なし		
短期入所療養介護	あり	なし		
特定施設入居者生活介護	あり	なし		
福祉用具貸与	あり	なし		
特定福祉用具販売	あり	なし		
<地域密着型サービス>				
定期巡回・随時訪問介護看護	あり	なし		
夜間対応型訪問介護	あり	なし		
認知症対応型通所介護	あり	なし		
小規模多機能型居宅介護	あり	なし		
認知症対応型共同生活介護	あり	なし		
地域密着型特定施設入居者生活介護	あり	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	あり	なし		
看護小規模多機能型居宅介護	あり	なし		
居宅介護支援	あり	なし	クラーク居宅介護 支援事業所若葉	千葉市若葉区東寺山町 790-1
<居宅介護予防サービス>				
介護予防訪問介護	あり	なし	クラーク訪問介護 ステーション千葉	千葉市若葉区東寺山町 790-1
介護予防訪問入浴介護	あり	なし		
介護予防訪問看護	あり	なし	クラーク訪問看護 ステーション千葉	千葉市若葉区東寺山町 790-1
介護予防訪問リハビリテーション	あり	なし		
介護予防居宅療養管理指導	あり	なし		
介護予防通所介護	あり	なし		
介護予防通所リハビリテーション	あり	なし		
介護予防短期入所生活介護	あり	なし		
介護予防短期入所療養介護	あり	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	あり	なし		
介護予防福祉用具貸与	あり	なし		
特定介護予防福祉用具販売	あり	なし		
<地域密着型介護予防サービス>				
介護予防認知症対応型通所介護	あり	なし		
介護予防小規模多機能型居宅介護	あり	なし		
介護予防認知症対応型共同生活介護	あり	なし		
介護予防支援	あり	なし		
<介護保険施設>				
介護老人福祉施設	あり	なし		
介護老人保健施設	あり	なし		
介護療養型医療施設	あり	なし		

別添 2

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

特定施設入居者生活介護（地域密着型・介護予防を含む）の指定の有無						なし	あり
	特定施設入居者生活介護費で、実施するサービス（利用者一部負担※1）		個別の利用料で、実施するサービス（利用者が全額負担）			備考	
介護サービス							
食事介助	なし	あり	なし	あり		○*	1,650円/30分
排泄介助・おむつ交換	なし	あり	なし	あり		○*	1,650円/30分
おむつ代			なし	あり		○	実費
入浴（一般浴）介助・清拭	なし	あり	なし	あり		○*	2,750円/30分
特浴介助	なし	あり	なし	あり		○*	2,750円/30分
身辺介助（移動・着替え等）	なし	あり	なし	あり		○*	1,650円/30分
機能訓練	なし	あり	なし	あり			
通院介助	なし	あり	なし	あり	○		
						○	1,980円/30分
生活サービス							
居室清掃	なし	あり	なし	あり	○		
						○	1,650円/回
リネン交換	なし	あり	なし	あり	○		
						○	1,650円/回
日常の洗濯	なし	あり	なし	あり	○		
						○	1,650円/回
居室配膳・下膳	なし	あり	なし	あり	○		330円/回
入居者の嗜好に応じた特別な食事			なし	あり		○	実費

原則、地域の居宅介護サービス事業所による介護サービスを受けていただきます。
○*：上記介護サービスを受けた上で、区分支給限度基準額を越える場合に、ホームが提供可能な範囲において介護サービスの提供を行います。個別の利用料の都度負担またはクレーチャアシスト(30,000円/月・税別)を選択いただけます。

協力医療機関に限り、月2回まで。訪問診療（往診）で対応できない場合に限ります。
協力医療機関以外。原則として、公共交通機関を利用します。その場合、交通費実費が必要です。

	特定施設入居者生活介護費で、実施するサービス（利用者一部負担※1）		個別の利用料で、実施するサービス (利用者が全額負担)					備考
			包含※ 2	都 度 ※ 2	税 別 表			
					記 料 金 ※ 3			
生活サービス								
おやつ			なし	あり	○			
理美容師による理美容サービス			なし	あり		○	実費	
買い物代行	なし	あり	なし	あり	○		週1回。ホーム指定の店舗で購入可能なものに限ります。	
						○	1,650円/回 上記の週1回の買い物代行以外に実施する場合	
役所手続代行	なし	あり	なし	あり		○	1,650円/回	
金銭・貯金管理			なし	あり				
健康管理サービス								
定期健康診断			なし	あり		○	実費 年2回、定期検診を受ける機会を設けております。	
健康相談	なし	あり	なし	あり	○			
生活指導・栄養指導	なし	あり	なし	あり	○			
服薬支援	なし	あり	なし	あり	○			
生活リズムの記録 (排便・睡眠等)	なし	あり	なし	あり	○			
入退院時・入院中の								

サービス								
移送サービス	なし	あり	なし	あり				
入退院時の同行	なし	あり	なし	あり		○	1,980円/30分	原則として、公共交通機関を利用します。その場合、交通費実費が必要です。
入院中の洗濯物交換・買い物	なし	あり	なし	あり				
入院中の見舞い訪問	なし	あり	なし	あり	○			お見舞い時、入院先病院関係者より退院に向けた情報提供をいただきます。

※ 1 : 利用者の所得等に応じて負担割合が変わる（1割又は2割の利用者負担）。

※ 2 : 「あり」を記入したときは、各種サービスの費用が、月額サービス費用に含まれる場合と、サービス利用の都度払いによる場合に応じて、いずれかの欄に○を記入する。

※ 3 : 都度払いの場合、1回あたりの金額など、単位を明確にして記入する。

居宅介護支援事業所重要事項説明書

[令和 6 年 4 月 1 日現在]

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 (043-306-5685) (月～金曜日 09:00～18:00)

担当 介護支援専門員 _____ / 管理責任者 中垣内 ゆき

ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	クラーチ居宅介護支援事業所若葉 (平成 28 年 6 月 1 日開設)
所在地	千葉県千葉市若葉区東寺山町 7 9 0 - 1
事業所の指定番号	居宅介護支援事業 (千葉市 第 1270403296 号)
サービスを提供する 実施地域※	千葉市全域

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

管理者 1 名 (兼務) 介護支援専門員 専任 1 名 兼務 1 名

(3) 営業時間

月～金曜日 午前 0 9 時から午後 1 8 時まで

土・日・祝祭日 12 月 2 8 日～1 月 3 日は休業 (GW は暦通り)

※但し施設業務を行う場合はシフト勤務を実施する

(4) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

3. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

付属別紙 2 「サービス提供の標準的なながれ」参照

4. 利用料金

(1) 利用料 (ケアプラン作成料)

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1 ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日保険者の窓口へ提出しますと、全額払戻を受けられます。

介護支援専門員取扱件数 45 件未満の場合 (居宅介護支援ⅠⅠ ⅠⅡ・集中減算算定)

要介護 1・2 8, 860 円/月 要介護 3・4・5 12, 110 円/月

介護支援専門員取扱件数 45 件以上 60 件未満の場合 (居宅介護支援ⅡⅠ ⅡⅡ・集中減算算定)

要介護 1・2 3, 440 円/月 要介護 3・4・5 5, 040 円/月

介護支援専門員取扱件数 60 件以上場合 (居宅介護支援ⅢⅠ ⅢⅡ・集中減算算定)

要介護 1・2 1, 260 円/月 要介護 3・4・5 2, 220 円/月

ただし、同一建物に居住する利用者へのケアマネジメントは所定単位数の 9 5 % を算定する。

(ア) 居宅支援初回加算

初回のみ 3,000円/月

(イ) 退院退所加算

- (I) イ 4,500円/回 医療機関や介護保険施設等の職員から、利用者に関する必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により1回受けている。
- (I) ロ 6,000円/回 医療機関や介護保険施設等の職員から、利用者に関する必要な情報提供をカンファレンスにより1回受けている。
- (II) イ 6,000円/回 医療機関や介護保険施設等の職員から、利用者に関する必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により2回受けている。
- (II) ロ 7,500円/回 医療機関や介護保険施設等の職員から、利用者に関する必要な情報提供を2回受けており、うち1回はカンファレンスで受けている。
- (III) 9,000円/回 医療機関や介護保険施設等の職員から、利用者に関する必要な情報提供を3回以上受けておりうち1回はカンファレンスで受けている。

(ウ) 入院時情報連携加算 (I) (II)

- (I) 入院した日のうちに医療機関に情報を提供した場合 2,500円/月
- (II) 入院した日の翌日または翌々日に医療機関へ情報を提供した場合 2,000円/月
- (エ) ターミナルマネジメント加算 4,000円/月
- (オ) 緊急時居宅カンファレンス加算 2,000円/回
- (カ) 通院時情報連携加算 500円/月

(2) 交通費

前記2の(1)のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

(3) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができます、いっさい料金はかかりません。

(4) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

(5) 看取り期におけるサービスに至らなかった場合における評価

居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者のケアマネジメント業務を行ったものの、利用者の死亡によりサービスの利用に至らなかった場合に、モニタリングや、サービス担当者会議における検討等、必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定を行います。

5. サービス内容に関する相談・苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

- 窓口設置場所 ①千葉県千葉市若葉区東寺山町790-1
クラーチ居宅介護支援事業所若葉
窓口開設時間 09:00～18:00
電話番号 043-306-5685
対応者 中垣内 ゆき
- ②東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビル 19階
株式会社クラーチ お客様相談室
窓口開設時間 10:00～17:00
電話番号 03-5501-2911
対応者 お客様相談係

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

(2) その他の窓口

当事業所以外に区市町村の窓口等に相談、苦情を伝えることができます。

- ① 千葉県国民健康保険団体連合会 (介護保険課 苦情処理係)
千葉市稲毛区天台6丁目4番3号 電話 043-254-7318
- ② 千葉市役所 高齢障害部 介護保険事業課
千葉市中央区千葉港1番1号 電話043-245-5062

6. 当法人の概要

- 法人種別・名称 株式会社クラーチ (平成13年4月19日設立)
所在地・電話 〒100-6019
東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビル 19階
代表取締役 鮫島 智啓 電話 03-5501-2911
- 事業内容 有料老人ホーム、高齢者向住宅の経営及びこれらに関する事業の企画運営
高齢者向け介護用品の開発・販売及びリース
介護保険法に基づく居宅支援事業
訪問介護・訪問看護・特定施設入居者生活介護等の居宅サービス業等

7. その他

(1) サービスの利用割合の説明

前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用状況について、年2回その割合を計算し、ご希望があれば説明を行います。

(2) オンラインツール等を活用した会議の開催

利用者またはその家族の同意がある場合、サービス担当者会議及び入院中カンファレンスをテレビ電話装置等(オンラインツール)を活用して行うことが出来るものとします。その際、個人情報の適切な取り扱いに留意します。

(付属別紙1)

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援について

- (1) 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- (2) 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- (3) 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2. 要介護認定後の契約の継続について

- (1) 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- (2) また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

3. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、利用料をいただきません。

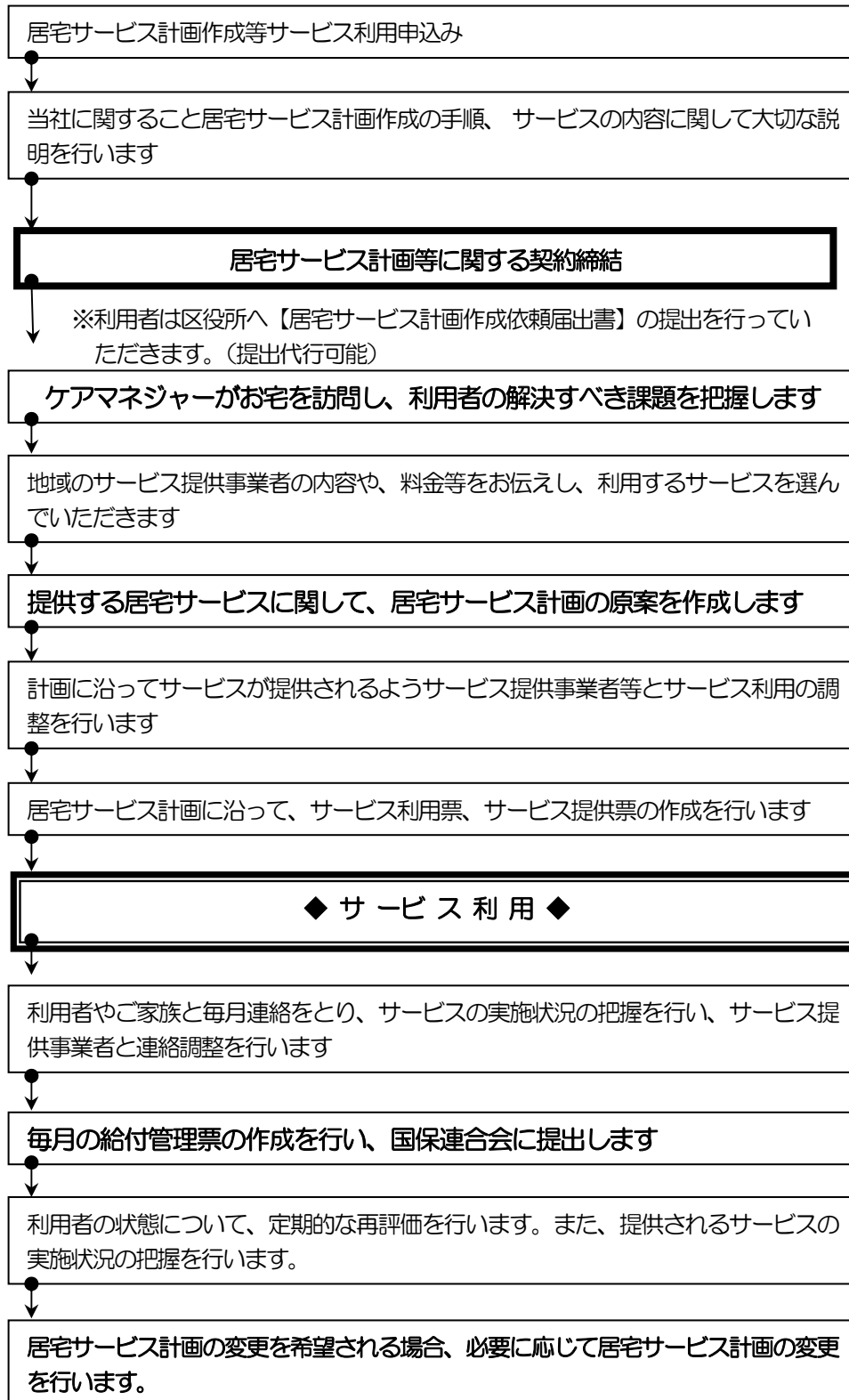
4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくことになります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくこととなります。

(付属別紙2)

サービス提供の標準的な流れ



令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面にもとづいて重要な事項を説明しました。

【事業所】 所在地 〒264-0035
千葉県千葉市若葉区東寺山町790-1

名 称 クラッチ居宅介護支援事業所若葉

管理者 中垣内 ゆき 印

説明者 印

私は、本書の交付により事業所から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受け、同意しました。

【利用者】

住 所

電 話

氏 名 印

(代理人)

住 所

電 話

氏 名 印

本人との関係()

(指定番号 第 1270403296 号 千葉市)

**クラーチ訪問介護ステーション千葉
介護予防・日常生活支援総合事業
第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当）契約書別紙（兼重要事項説明書）①**

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社クラーチ
主たる事務所の所在地	〒105-0001
代表者（職名・氏名）	代表取締役 浅見 泰之
設 立 年 月 日	平成13年4月19日
電 話 番 号	03-5501-2911

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	クラーチ訪問介護ステーション千葉	
サービスの種類	第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当）	
事業所の所在地	〒264-0035 千葉県千葉市若葉区東寺山町790-1	
電 話 番 号	043-306-5519	
指定年月日・事業所番号	平成26年10月1日指定	1270402843
管 理 者 の 氏 名	君塚 久美子	
通常の事業の実施地域	千葉県千葉市若葉区 他の地域でもご希望の場合はご相談ください。	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態等にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防・生活支援サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当）は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例) 起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭(せいしき)、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院・外出介助など
生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例) 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など

5. 営業日時

営業日	月曜日から日曜日（定休日なし）
営業時間	午前9時から午後6時まで ただし、利用者の希望に応じて、サービスの提供については、24時間対応可能な体制を整えるものとします。

6. 事業所の職員体制（令和8年3月現在）

従業者の職種	勤務の形態・人数
介護福祉士	常勤 13 人、 非常勤 9 人
訪問介護員1級	常勤 0 人、 非常勤 0 人
訪問介護員2級	常勤 0 人、 非常勤 0 人
介護職員初任者研修	常勤 3 人、 非常勤 2 人
実務者研修	常勤 2 人、 非常勤 1 人

7. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

サービス提供責任者の氏名	山越篤史 玉城美和
--------------	-----------

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割から3割の範囲内の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた

額の全額をご負担いただきます。

(1) 第1号訪問事業・介護予防訪問介護相当サービスの利用料

【基本部分】※身体介護及び生活援助

サービス名称	サービスの内容	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
訪問型サービス(独自)Ⅰ (1月につき)	週1回程度の訪問型サービス(独自)が必要とされた者(事業対象者・要支援1・2)	11,680 円/月	1,168 円	2,336 円	3,504 円
訪問型サービス(独自)Ⅱ (1月につき)	週2回程度の訪問型サービス(独自)が必要とされた者(事業対象者・要支援1・2)	23,350 円/月	2,335 円	4,670 円	7,005 円
訪問型サービス(独自)Ⅲ (1月につき)	週2回を超える程度の訪問型サービス(独自)が必要とされた者(要支援1・2)	37,040 円/月	3,704 円	7,408 円	11,112 円
訪問型サービス(独自)Ⅳ (1回につき)	1月の中で全部で4回までのサービスを行なった場合(事業対象者・要支援1・2)	2,660円 /回	266円	532円	798円
訪問型サービス(独自)短時間サービス (1回につき)	20分未満の訪問型サービス	1,650円 /回	165円	330円	495円
生活援助型訪問サービスA (生活援助に限る) (1回につき)	月5回以下の生活援助型訪問サービスが必要とされた者(事業対象者・要支援1・2) 30分以上60分以内	2,270円 /回	227円	454円	681円
生活援助型訪問サービスA (生活援助に限る) (1回につき)	月10回以下の生活援助型訪問サービスが必要とされた者(事業対象者・要支援1・2) 30分以上60分以内	2,270円 /回	227円	454円	681円
生活援助型訪問サービスA (生活援助に限る) (1月につき)	月13回以上の生活援助型訪問サービスが必要とされた者(事業対象者・要支援1・2) 30分以上60分以内	31,610 円/月	3,161 円	6,322 円	9,483 円

上記の基本利用料は、千葉市が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用料	1割	2割	3割
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	2,000円	200円	400円	600円
生活機能向上連携加算 (1月につき)	サービス提供責任者が介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等と同行し、共同して利用者の心身の状況等を評価した上、生活機能向上を目的とした介護予防訪問介護計画を作成し、サービス提供した場合	1,000円	100円	200円	300円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ) ※	介護職員の処遇改善に関して、一定の改善基準を超えた場合	介護報酬総単位数 ×137/1000	左記の額の1割または2割		
介護職員処遇改善加算(Ⅱ) ※					
介護職員処遇改善加算(Ⅲ) ※					
介護職員処遇改善加算(Ⅳ) ※					
介護職員処遇改善加算(Ⅴ) ※					

(注1) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

(注2) 加算Ⅳは加算Ⅲの90%、加算Ⅴは加算Ⅲの80%となります。

○地域区分

- 平成30年度から平成33年度までの間の地域区分の適用地域で千葉市は3級地となるため、基本単位数に15%の加算となります。

○同一建物に対する減算(所定単位数に85/100を乗じた単位数で算定)

- 訪問介護事業所の所在する建物と同一の敷地もしくは隣接する敷地内の建物(老人福祉法第20条の4、同法第20条の6、同法第29条第1項または高齢者の住居の安定確保に関する法律第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅)もしくは訪問介護事業所と同一建物の利用者に対し、サービス提供を行っている場合。
- 当該住宅に居住する利用者に行ったサービスに対してのみ減算を行う。

(2) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。また、介護予防訪問介護相当サービスは、利用料が月単位の定額のため、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日まで	利用者負担金の 0%の額
利用予定日の当日	利用者負担金の100%の額

(3) 支払い方法

上記(1)及び(2)の利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、30日以内に差し上げます。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の25日(祝休日の場合は直前の平日)に、あなたが指定する下記の口座より引き落とします。
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の25日(祝休日の場合は直前の平日)までに、事業者が指定する口座にお振り込みください。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号 ()
緊急連絡先 ①(家族等)	氏名(利用者との続柄) 電話番号 () ()
緊急連絡先 ②(家族等)	氏名(利用者との続柄) 電話番号 () ()

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター及び千葉市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 043-306-5501 面接場所 当事業所の相談室
---------	------------------------------------

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	千葉市介護保険事業課	電話番号 043-245-5256
	千葉県国民健康保険団体連合会	電話番号 043-254-7428

12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
 - ① 医療行為及び医療補助行為
 - ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
 - ③ 他の家族の方に対する食事の準備 など
- (2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター又は当事業所の担当者へご連絡ください。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 所在地 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング19階
事業者名 株式会社クラーチ
代表者氏名 代表取締役 浅見 泰之
事業所名 クラーチ訪問介護ステーション千葉
説明者職名
説明者氏名 印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者 住所 _____
氏名 _____ 印

署名代行者（又は法定代理人）

住所 _____
氏名 _____ 印

本人との続柄：

※署名代行理由

・ _____

立会人 住所 _____
氏名 _____ 印

クラーチ訪問介護ステーション千葉 〈重要事項説明書(訪問介護)〉

令和8年3月1日 現在

1 事業所概要

①事業所情報

事業所名	クラーチ訪問介護ステーション千葉
所在地	千葉県千葉市若葉区東寺山790-1
連絡先	043(306)5835
管理者名	君塚 久美子
サービス種類	訪問介護
介護保険指定番号	1270402843
サービス提供地域	千葉県千葉市若葉区 他の地域でもご希望の場合はご相談ください。

※サービス提供地域に関して、提供地域外の方はご相談ください。

②営業時間

平日	午前09:00 ~ 午後06:00
土曜日	午前09:00 ~ 午後06:00
定休日	なし

③職員体制

職種	業務内容	人員数		
		常勤	非常勤	合計
管理者	以下を実施します ・従業者及び業務の管理 ・従業者に対する、法令・規定の遵守させるために必要な指揮命令	1名	0名	1名
サービス提供責任者	以下を実施します ・指定訪問介護の利用申込みに係る調整 ・訪問介護計画の作成並びに利用者等への説明 ・利用者へ訪問介護計画の交付 ・指定訪問介護の実施状況の把握及び訪問介護計画の変更 ・利用者の状態変化やサービスに関する意向の定期的な把握 ・サービス担当者会議への出席等による、居宅介護支援事業者との連携 ・訪問介護員等に対する、利用者の援助目標及び援助内容の指示 ・訪問介護員等に対する、利用者の状況についての情報伝達 ・訪問介護員等による業務実施状況の把握 ・訪問介護員等の業務管理 ・訪問介護員等に対する研修、技術指導等 ・その他サービス内容の管理について必要な業務	2名	0名	2名

訪問介護員	以下を実施します ・訪問介護計画に基づく、日常生活を営むのに必要な指定訪問介護のサービス提供 ・適切な介護技術によるサービス提供のため、サービス提供責任者が行う研修・指導等を受ける ・利用者の心身の状況等について、サービス提供責任者への報告 ・サービス提供責任者からの、利用者の状況についての情報伝達を受ける	17名	12名	29名
事務員	以下を実施します ・介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等	0名	0名	0名

④事業計画・財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者様及びそのご家族様にとどまらず全ての方に対し、要望があれば閲覧することができます。

⑤事業目的・運営方針

事業目的	事業所は職員及び業務に関する重要事項を定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、地域に必要とされる介護サービスを継続的に提供することで利用者の生活向上及び地域の発展に貢献することを目的とする。
運営方針	事業所の訪問介護員は、要介護者等の心身の特性をふまえて、その有する能力に応じて自立した日常生活が営むことができるよう、入浴、食事、排泄の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。事業の実施に当たっては、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

2 当事業所連絡窓口(相談:苦情・キャンセル連絡等)

電話番号	043-306-5835
担当部署	クラーチ訪問介護ステーション千葉
担当者	管理者 君塚 久美子
受付時間	午前9:00 ~ 午後6:00

※ご不明な点はお尋ねください。ご相談については各市町村でも受け付けております。

3 利用料金

①利用料金

※利用料金は別紙の利用料金シートを参照ください

・サービスの加算料金

※要介護による区分なし

加算項目	利用料	算定	利用者負担額	算定回数など
初回加算	2, 210円	○	221～663円	初回のみ
生活機能向上連携加算	1, 105円	○	111～333円	1月当たり
特定事業所加算(Ⅰ)	所定単位数の20/100	○	左記の1割～3割	1回当たり
特定事業所加算(Ⅱ)	所定単位数の10/100			
特定事業所加算(Ⅲ)	所定単位数の10/100			
特定事業所加算(Ⅳ)	所定単位数の3/100			
特定事業所加算(Ⅴ)	所定単位数の3/100			
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の245/1000	○		
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の224/1000			1月当たり
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の182/1000			
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の145/1000			

※ 初回加算は、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した指定訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら指定訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が指定訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算します。

※ 生活機能向上連携加算は、利用者に対して指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等が指定訪問リハビリテーションを行った際にサービス提供責任者が同行し当該理学療法等と利用者の身体の状態等の評価を共同して行った場合に加算します。

※ 特定事業所加算は、サービスの質の高い事業所を積極的に評価する観点から、人材の質や確保や介護職員の活動環境の整備、重度要介護者への対応などを行っている事業所に認められる加算です。

※ 介護職員処遇改善加算は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。

・サービスの減算料金

※要介護による区分なし

減算項目	利用料	算定	利用者負担額の減算額	算定回数など
訪問介護同一建物減算1	所定単位数の-10/100		左記の1割～3割	1月当たり
訪問介護同一建物減算2	所定単位数の-15/100	○		

②介護保険給付対象外サービス

介護保険給付対象外のサービス利用料金は、全額ご利用者様の負担となります。

複写物	1枚につき	10円
-----	-------	-----

③交通費

通常の事業の実施地域を越える場合は、下記の交通費をいただきます。

交通費	1kmにつき	20円
-----	--------	-----

④キャンセル料金

- 1.ご利用日の前営業日の18時までにご連絡いただいた場合は無料
- 2.ご利用日の前営業日の18時までにご連絡がなかった場合、当該基本料金の100%
ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合は、上記のキャンセル料金を頂戴いたします。
キャンセルをされる場合は、至急事業所までご連絡ください。

⑤利用料金などのお支払い方法

毎月月末締めとし、当該月分のご利用料金を翌月15日までに請求しますので、あらかじめ指定された方法でお支払いください。

4 サービス利用方法

①サービス利用開始

訪問介護計画作成と同時に契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。
なお、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。
まずはお電話などでお申し込みください。当社職員がお伺いしてご説明いたします。

②サービス利用終了

1.ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1ヶ月前までに、文書でお申し出ください。

2.当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了日の1ヶ月までに、文書で通知いたします。

3.自動終了(以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します)

- ・ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当[自立]と認定された場合
※非該当[自立]と認定された場合は、条件を変更して再度契約することができます。
- ・ご利用者様が亡くなられた場合

④契約解除

- ・当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ご利用者様やご家族様 などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、文書で通知することで、ご利用者様は即座に契約を解約することができます。
- ・ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず14日以内に支払われない場合や、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。

⑤その他

・ご利用者様が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。

・訪問介護のサービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。

その場合は、ご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。

・ご利用者様に、他のご利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患(感染症)が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります。

⑥緊急時の対応

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあつた場合は、

事前の打ち合わせによる、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡します。

主治医	病院名	
	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	(続柄:)
	連絡先	
緊急連絡先	氏名	(続柄:)
	連絡先	
主治医・ご家族などへの 連絡基準		

5 サービスに関する苦情

【弊社お客様相談窓口】

苦情相談受付窓口	君塚 久美子(管理者)
受付日	月曜日～日曜日
受付時間	9:00～18:00

【その他】

千葉市	介護保険事業課	電話番号：043-245-5256
千葉県	国民健康保険団体連合会 (苦情相談専用)	電話番号：043-233-8264 または「ちばこくほ」ホームページの苦情サイトへ

【会社概要】

社名	株式会社 クラーチ
資本金	2億4000千万円
社員数	657名
設立	平成13年4月19日
所在地	東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビル19階
代表者	代表取締役 浅見 泰之
事業内容	訪問介護・介護施設運営・指定居宅サービス事業所の運営など

事業者	所在地	千葉県千葉市若葉区東寺山町790-1
	法人名	株式会社 クラーチ
	代表者名	代表取締役 浅見 泰之
	事業所名	クラーチ訪問介護ステーション千葉
	説明者氏名	

重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
---------------	----------

上記事業者より本書の説明を受け、同意しました。

ご利用者様	住所	
	氏名	
代理人様	住所	
	氏名	印 (続柄:)
	署名代行理由	

クラーチ訪問看護ステーション千葉

<重要事項説明書（訪問看護）>

1. 事業者概要

事業者名称	株式会社 クラーチ
所在地	〒100-6019 東京都千代田区霞が関 3-2-5
代表者名	代表取締役 浅見 泰之
連絡先	電話 03-5501-2911 FAX 03-6257-3010

2. 事業所概要

事業所名称	クラーチ訪問看護ステーション千葉
事業所番号	1260190652
所在地	〒264-0035 千葉市若葉区東寺山町 790-1
連絡先	電話 043-306-7202 FAX 043-306-7203

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的

主治医の指示により、看護師等が有する能力や状態に応じた訪問看護を提供し、利用者が安心して居宅において療養生活が送れるように支援していくことを目的とします。

運営方針

- ① クラーチ訪問看護ステーション千葉（以下、事業所といいます。）の看護師等の従業員は、利用者の有する能力や状態等を踏まえて、可能な限りその居宅において、要支援・要介護状態の軽減又は悪化防止に資するように、療養上の目標を設定して支援します。
- ② 事業を実施するにあたっては、主治医及び介護支援専門員、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- ③ 事業所は、必要なときに必要な訪問看護の提供が行えるように、事業実施体制の整備に努めます。

4. 事業所の職員体制（令和8年3月1日 現在）

職種	常勤	非常勤
管理者（看護師）	1名	
看護師・保健師	7名以上	4名以上
理学療法士	2名以上	

5. 営業時間

営業日・営業時間	月曜日～日曜日（無休） 午前9時 ～ 午後6時
----------	-------------------------

6. 営業地域

営業実施地域	中央区・若葉区・稲毛区・美浜区（磯部・幸町・高浜・新港・稲毛海岸・高洲・真砂）
--------	---

7. 提供するサービスの内容

① 日常生活の看護

健康状態の観察、疾病の予防・悪化防止の支援、栄養・食事摂取の支援、排泄の支援、清潔の支援、寝たきり・褥瘡予防等の支援

② 医療的処置・管理

チューブ類の管理、服薬管理、医療機器の管理
その他医師の指示による処置・管理等

③ ターミナルケア

苦痛緩和の看護、精神的支援、療養環境の整備等

④ リハビリテーション

日常生活動作の訓練・指導、関節拘縮予防・訓練等

⑤ 介護者の支援

看護・介護方法に関する相談、不安やストレスの相談等

8. 利用料金

料金表別紙 参照

利用料の支払については現金での徴収はいたしません。原則、利用者の指定する銀行口座から、毎月26日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に前月分を自動振替の方法により事業所指定の口座宛に支払うものとします。上記以外の方法をご希望の方は、別途ご相談に応じます。

9. 緊急時等の対応

訪問看護を行っているときに病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うと共に、速やかに主治医に連絡する等の必要な処置を講じます。その他、利用者の同意により、緊急時対応を行うこともできます。ご希望の方は別途ご案内いたしますので、お申し出下さい。

10. サービス内容に関する苦情等相談

利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、訪問看護に関する利用者の要望、苦情に対し、迅速に対応します。

担当者 クラーチ訪問看護ステーション千葉

管理者 浅利 通代

千葉県若葉区東寺山町 790-1

電話 043-306-7202 FAX 043-306-7203

受付時間 午前9時 ~ 午後5時

株式会社 クラーチ お客様相談室

東京都千代田区霞が関 3-2-5

電話 03-5501-2911 FAX 03-6257-3010

受付時間 (平日) 午前9時 ~ 午後5時

その他、公的機関においても苦情申し立て等ができます。

千葉市市役所 介護保険課

千葉市中央区千葉港 1-1

電話 043-245-5064

千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理係

千葉市稲毛区天台 6-4-3

電話 043-254-7428

平成 26 年 3 月 1 日
令和 5 年 4 月 1 日改定
令和 6 年 6 月 1 日改定
令和 8 年 3 月 1 日改定

令和 年 月 日

訪問看護の開始にあたり、利用者に対し重要事項説明書に基づいて、重要事項を説明いたしました。

(説明者)

〒264-0035

千葉市若葉区東寺山町 790-1

株式会社 クラーチ

クラーチ訪問看護ステーション千葉

氏名 管理者 浅利 通代 _____

私は、本書面により、事業所より訪問看護の利用に際し、重要事項の説明を受け同意しました。

(説明を受けた者の署名)

住所； _____

氏名； _____ (印)

【介護保険】

訪問看護利用料金表

令和6年6月1日

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金の1割または2割もしくは3割の負担となります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービスは全額自己負担となります。

I 介護保険の訪問看護費

基本料金=単位数 x 地域単価(千葉市: 3級地) 11.05 円

	看護師による訪問				備考
	単位数	1割負担分	2割負担分	3割負担分	
20分未満(訪問看護1) (24時間体制・20分以上/週1回)	314	347円/回	694円/回	1,041円/回	
30分未満(訪問看護2)	471	521円/回	1,041円/回	1,562円/回	
30分以上60分未満(訪問看護3)	823	910円/回	1,819円/回	2,729円/回	
60分以上90分まで(訪問看護4)	1,128	1,247円/回	2,493円/回	3,740円/回	
早朝・夜間加算	上記単位数の25%増				早朝: 6時~8時 夜間 18時~22時
深夜加算	上記単位数の50%増				深夜: 22時~6時

クラッチ・メディーナ千葉にお住まいの方(同一建物居住者)

20分未満(訪問看護1) (24時間体制・20分以上/週1回)	281	311円/回	621円/回	932円/回	
30分未満(訪問看護2)	423	468円/回	935円/回	1,403円/回	
30分以上60分未満(訪問看護3)	738	816円/回	1,631円/回	2,447円/回	
60分以上90分まで(訪問看護4)	1,012	1,119円/回	2,237円/回	3,355円/回	
早朝・夜間加算	上記単位数の25%増				早朝: 6時~8時 夜間 18時~22時
深夜加算	上記単位数の50%増				深夜: 22時~6時
緊急時訪問看護加算(I)	574	635円/月	1,269円/月	1,903円/月	*計画外の緊急訪問をおこなった場合は、所定時間に応じた所定単位数を算定します。なお、月の2回目以降の緊急訪問には早朝、夜間加算、深夜加算が付きます。 *緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算、サービス提供体制強化加算は、限度額管理の対象外となります。
特別管理加算(I)	500	553円/月	1,105円/月	1,658円/月	
特別管理加算(II)	250	277円/月	553円/月	829円/月	
ターミナルケア加算	2,500	2,763円/月	5,525円/月	8,288円/月	
長時間訪問看護加算 (1時間30分を超える) 特別管理加算対象者	300	332円/回	663円/回	995円/回	
複数名訪問加算 I (30分未満)	254	281円/回	562円/回	842円/回	
(30分以上)	402	445円/回	889円/回	1,333円/回	
複数名訪問加算 II (30分未満)	201	223円/回	445円/回	667円/回	
(30分以上)	317	351円/回	701円/回	1,051円/回	
初回加算(I)(新規利用者月1回)	350	387円/回	774円/回	1,161円/回	
初回加算(II)(新規利用者月1回)	300	332円/回	663円/回	995円/回	
退院時共同指導加算(注1) (特別管理加算対象者は月2回まで)	600 (1200)	663円/初回 (1,334円/月)	1,326円/初回 (2,669円/月)	1,989円/初回 (4,004円/月)	*複数名IIは看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合
看護体制強化加算	300	332円/回	663円/回	905円/回	算定条件を満たしてから加算となります。
看護・介護職員連携強化加算 (介護予防を除く)	250	277円/回	553円/回	829円/回	算定条件を満たしてから加算となります。
		611円/回	1,223円/回		算定条件を満たしてから加算となります。
		223円/回	445円/回	668円/回	算定条件を満たしてから加算となります。

(注1) 退院時共同指導加算は初回(月)に加算され、複数日に行った場合は2回の加算となります。

Ⅱ リハビリ費用

クラーチ・メディーナ千葉にお住まいの方(同-建物居住者)

理学療法士による 1 日 1 回	294	327 円/回	654 円/回	981 円/回	一回の利用時間は 20 分程度
------------------	-----	---------	---------	---------	-----------------

※リハビリは医師の診断・指示のもとに行われます。

※理学療法士による訪問看護はその訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に看護職員の代わりに訪問させるものであること

1 日 3 回以上の場合は 90/100

※単位数は I が基本となり、クラーチ・メディーナ千葉では居住する利用者の人数が 50 人以上にて、15%減算となります。

1 ヶ月の利用料は、回数から計算しますので、1 回の利用料金 x 回数とは異なります。

※理学療法士の訪問回数が看護職員の訪問回数を超過している場合、1 回につき 8 単減算となります。

【医療保険】

訪問看護利用料 料金表

令和6年6月1日

健康保険・国民健康保険・後期高齢者医療保険等の加入保険の負担金割合(1~3割)により算定します。

基本療養費・管理療養費・各加算等があります。

I 訪問看護にかかる基本料金

医療保険			料金	利用者負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護基本療養費(I) 1日につき	※保健師・看護師・理学療法士による訪問	週3日まで	¥5,550	¥555	¥1,110	¥1,665
		週4日目以降	¥6,550	¥655	¥1,310	¥1,965
訪問看護基本療養費(II) (同・建物居住者)1日につき	※による訪問 同一建物居住者で同・日2人以下の訪問	週3日まで	¥5,550	¥555	¥1,110	¥1,665
		週4日目以降	¥6,550	¥655	¥1,310	¥1,965
	※による訪問 同一建物居住者で同一日3人以上の訪問	週3日まで	¥2,780	¥278	¥556	¥834
		週4日目以降	¥3,280	¥328	¥656	¥984
訪問看護基本療養費(III)	在宅療養に備えて一時的に外泊をしている入院患者 (厚生労働大臣が定める物に限る)		¥8,500	¥850	¥1,700	¥2,550

+

訪問看護管理療養費1	月の初日	¥7,670	¥767	¥1,534	¥2,301
	2日目以降	¥3,000	¥300	¥600	¥900

同一建物:マンションなどの集合住宅・同居者のいる一戸建て

養護老人ホーム・有料老人ホーム・サービス付高齢者向け住宅、マンションなど

II 訪問看護基本療養費(I)(II)の加算項目

サービス内容	加算額	備考	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
緊急訪問看護加算イ	¥2,650/回	利用者の希望で診療所等の指示により緊急の訪問を行った場合。月14日目まで。	¥265	¥530	¥795
緊急訪問看護加算ロ	¥2,000/回	利用者の希望で診療所等の指示により緊急の訪問を行った場合。月15日目以降。	¥200	¥400	¥600
難病等複数回訪問看護加算 ① 1日2回まで ② 1日3回以上	¥4,500	①同一建物内1人または2人	¥450	¥900	¥1,350
	¥4,000	①同一建物内3人以上	¥400	¥800	¥1,200
	¥8,000	②同・建物内1人または2人	¥800	¥1,600	¥2,400
	¥7,200	②同・建物内3人以上	¥720	¥1,440	¥2,160
長時間訪問看護加算	¥5,200	90分を超える訪問看護 厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する方に対し、長時間にわたる訪問看護をおこなった場合に週1日を限度に加算	¥520	¥1,040	¥1,560

※ 1:別に厚生労働大臣が定める場合

複数名訪問看護加算看護職員との同行がい保健師、看護師・理学療法士の場合 (週1回まで)①②③④	¥4,500	対象者は以下のとおり ①特掲診療科の施設基準等別表第七 ②特掲診療科の施設基準等別表第八 ③特別訪問看護指示書を受けている	¥450	¥900	¥1,350
ハ看護師等又は看護補助者(※1除く・週3回まで)④⑤⑥	¥3,000	④暴力行為・著しい迷惑行為・器物破損のある方 ⑤利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難(補助者に限る) ⑥利用者の状況から①-⑤のいずれかに準ずる者	¥300	¥600	¥900
ニ看護師等又は看護補助者(※1限る)①②③	¥3,000 ¥6,000 ¥10,000	1日1回の場合 1日2回の場合 1日3回以上の場合	¥300 ¥600 ¥1,000	¥600 ¥1,200 ¥2,000	¥900 ¥1,800 ¥3,000
夜間・早朝訪問看護加算	¥2,100/回	夜間: 18時～22時 早朝: 6時～8時	¥210	¥420	¥630
深夜訪問看護加算	¥4,200/回	深夜: 22時～6時	¥420	¥840	¥1,260

Ⅲ 訪問看護管理療養費の加算項目

サービス内容	加算額	備考	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
24時間対応体制加算口	¥6,520/月	利用者又は家族からの電話等に常時対応ができ、緊急時訪問看護を必要に応じて行える体制にあり利用者の同意を得た場合に算定。	¥652	¥1,304	¥1,956
退院時共同指導加算 (注1)	¥8,000/回	病院・介護老人保健施設に入院、入所中の方が退院・退所にあたって医師・訪問看護ステーションの看護師等が共同して居宅における療養上必要な指導を行った場合。	¥800	¥1,600	¥2,400
特別管理指導加算 (特別管理加算の対象者は加算)	¥2,000/回		¥200	¥400	¥600
退院支援指導加算	¥6,000 /¥8,400	厚生労働大臣が定める疾病等、特別管理加算の対象者、退院日の訪問看護が必要と認められた者に対し退院した日に療養上必要な指導を行った場合 /長時間にわたる療養指導を行った場合	¥600 ¥840	¥1,200 ¥1,680	¥1,800 ¥2,520
在宅患者連携指導加算 (月1回)	¥3,000	保健医療機関、保険薬局と文書等により情報共有を行い療養上必要な指導を行った場合	¥300	¥600	¥900
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	¥2,000	主治医の求めで利用者宅でのカンファレンスを行い共同で療養上必要な指導を行った場合	¥200	¥400	¥600
特別管理加算 (I)	¥5,000/月	①悪性腫瘍患者・気管切開患者で医師より指導管理を受けている状態にある方 ②気管カニューレまたは留置カテーテルを使用している状態にある方	¥500	¥1,000	¥1,500

特別管理加算 (Ⅱ)	¥2,500/月	①自己腹膜灌流・血液透析・酸素療法・自己中心静脈栄養法・成分栄養経管栄養法・自己導尿・人工呼吸・持続陽圧呼吸療法・自己疼痛管理・肺高血圧症患者で医師より指導管理を受け ②人工肛門または人工膀胱を設置している状態にある方 ③重度の褥瘡(真皮を超える褥瘡)の状態にある方 ④在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している方	¥250	¥500	¥750
専門管理加算イ 専門管理加算ロ	¥2,500/月 ¥2,500/月	①悪性腫瘍の鎮痛療法または化学療法を受けている利用者 ②真皮を超える褥瘡の状態にある利用者 ③人工肛門や人工膀胱周囲の皮膚にびらんなどの皮膚障害が持続的または反復して発生している利用者・人工肛門または人工膀胱の他の合併症を有する利用者 ④気管カニューレの交換 ⑤胃ろうカテーテルもしくは腸ろうカテーテルまたは胃ろうボタンの交換 ⑥膀胱ろうカテーテルの交換 ⑦褥瘡もしくは慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去 ⑧創傷に対する陰圧閉鎖療法 ⑨持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整 ⑩脱水症状に対する輸液による補正	¥250	¥500	¥750

注1.退院時共同指導加算は1回限り加算(別に厚生労働大臣が定める疾患等の利用者については2回を限度)

IV 訪問看護情報提供療養費

訪問看護情報提供療養費Ⅰ	¥1,500	自治体への情報提供。月に1回	¥150	¥300	¥450
訪問看護情報提供療養費Ⅲ	¥1,500	利用者が医療機関等に入院又は入所するにあたり、訪問看護ステーションが情報提供した場合。月1回	¥150	¥300	¥450

V 訪問看護ターミナルケア療養費

訪問看護ターミナルケア療養費Ⅰ (介護保険との通算可能)	¥25,000	死亡日及び死亡前14日以内に2日以上ターミナルケアを実施、退院日の退院支援指導を含めて判断	¥2,500	¥5,000	¥7,500
---------------------------------	---------	---	--------	--------	--------

VI リハビリ費用

クラーチメディーナ千葉にお住まいの方(同一建物居住者)

理学療法士による1日1回	294	327円/回	654円/回	981円/回	一回の利用時間は20分程度
--------------	-----	--------	--------	--------	---------------

※リハビリは医師の診断・指示のもとに行われます。

※理学療法士による訪問看護はその訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に看護職員の代わりに訪問させるものであること

※単位数はⅠが基本となり、クラーチ・メディーナ千葉では居住する利用者の人数が50人以上にて15%減算となります。

1か月の利用料は、回数から計算しますので、1回の利用料金×回数とは異なります。

※理学療法士の訪問回数が看護職員の訪問回数を超過している場合、1回につき8単位減算となります。